

給与支払報告書・公的年金等支払報告書 の光ディスク等による提出について

（能勢町取扱要領）

令和7年9月

能勢町総務部理財課

特別徴収事務における給与支払報告書・公的年金等支払報告書の光ディスク等提出の概要

町・府民税の特別徴収事務は、特別徴収義務者（以下「義務者」という。）が給与支払報告書を作成し、毎年1月末日までに各従業員の住所地市町村に提出しなければならないことになっています。

また、市町村では提出された給与支払報告書の諸データを電算処理にて税額計算し、それを「町民税・府民税特別徴収税額通知書」により義務者に通知しています。

令和3年1月1日以降に提出する給与支払報告書や公的年金等支払報告書等の法定調書について、その種類ごとに基準年（前々年）の国税に対する提出枚数が100枚以上（令和9年1月1日以降は、30枚以上に引き下げになります。）ある場合については、税務署や市町村に対して、電子情報処理組織(eLTAX)、または光ディスク及び磁気ディスク（以下「光ディスク等」という。）による提出が義務付けられました。

給与支払報告書および公的年金等支払報告書（以下「給与支払報告書等」という。）の光ディスク等による調製、能勢町への提出に係る具体的な事務の取扱いについては、本要領によることとします。

※磁気テープを用いた提出は、受付を終了しました。

変 更 点

①承認申請書の提出及びテストデータの提出が不要となりました

従来、能勢町へ光ディスク等により給与支払報告書等を新たに提出する場合は、事前に承認申請書およびテストデータの提出が必要でしたが、不要となりました。

併せて、光ディスク等での提出を終了する場合に必要であった提出廃止承認申請書の提出も不要となりました。

②光ディスク等による特別徴収税額通知データ（副本）の送付は終了しました

税制改正により、特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の電子データについては、給与支払報告書をeLTAXで提出された場合のみ、送付が可能となりました。

光ディスク等で給与支払報告書を提出された場合は、書面により通知します。

提出方法	特別徴収税額通知受取方法
書面または光ディスク等	書面のみ
eLTAX	書面または電子データのいずれか選択された方

給与支払報告書等を光ディスク等により提出する場合の手続きについて

1 提出対象者

基準年（前々年）の国税に対する提出枚数が100枚以上（令和9年1月1日以降は、30枚以上に引き下げになります。）ある義務者については、eLTAX(地方税ポータルシステム)または光ディスク等（FD/MO/CD/DVD）による提出が義務付けられています。

2 光ディスク等収録対象者

①給与支払報告書

給与等の支払いを受けた者のうち、賦課期日（1月1日）現在、能勢町に居住している者

※特別徴収の対象者だけでなく、乙欄該当者、退職者等を含みます。

②公的年金等支払報告書

公的年金等の支払いを受けた者のうち、賦課期日（1月1日）現在、能勢町に居住している者

3 光ディスク等の提出方法

①提出期限

毎年1月末日（土曜日・日曜日の場合は、2月第1月曜日）

②提出物

- ・光ディスク等（正本・副本 各1枚）
- ・総括表（能勢町から送付する総括表または一般総括表）

4 特別徴収税額通知書の送付

書面により、能勢町から義務者へ5月中旬頃に送付します。

特別徴収税額通知データの書き込み用光ディスク等や副本データを希望する旨の書面を送付いただいている場合でも書面のための通知となります。

5 書面による給与支払報告書等の提出が必要となる場合について

光ディスク等に調製して提出する場合には、書面による提出は不要ですが、次の①～③に該当するものについては、別途、書面により提出する必要があります。

①提出期限を過ぎて提出する場合

②提出済みの光ディスク等の記録内容について、訂正もしくは追加、取消が必要となった場合

③その他、データに不具合が生じた場合等、町が書面による給与支払報告書等を求める場合

6 光ディスク等の事前読み取りテスト（希望される義務者のみ）について

新たに給与支払報告書等の光ディスク等による提出を開始する義務者や、税制改正による光ディスク等への記録項目の変更によって、事前の読み取りテストを希望される場合は、後述の「光ディスク等の仕様について」に基づき作成したテストデータを提出してください。

光ディスク等の仕様について

1 給与支払報告書用光ディスク等の調製

①光ディスク等の仕様

総務省の規定に準拠し、別紙1のとおりとする。

②レコードの内容及び作成要領

総務省の規定に準拠し、別紙2のとおりとする。

2 公的年金等支払報告書用光ディスク等の調製

①光ディスク等の仕様

総務省の規定に準拠し、別紙3のとおりとする。

②レコードの内容及び作成要領

総務省の規定に準拠し、別紙4のとおりとする。

3 提出時の留意事項

- ・提出する光ディスク等には、次の事項を記載した外部ラベルを貼付または油性フェルトペンで明示し、提出してください。

〈外部ラベルの例〉

- a. 提出先市町村名：能勢町
- b. 提出者名：〇〇〇〇〇
- c. 提出者住所：〇〇市□□町△丁目◇番▽号
- d. 指定番号：〇〇〇〇〇〇〇〇
- e. 提出件数：〇〇〇件
- f. 提出年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日
- g. 正本・副本の区別
- h. 総枚数及び一連番号 総枚数〇枚のうち〇枚目

- ・令和5年度をもって、副本データの送付は終了しておりますので、予めご了承ください。
- ・提出するファイルがコンピューターウイルスに感染していないことを十分に確認してください。
- ・光ディスク等の購入、調製及び提出に係る費用は、特別徴収義務者の負担となります。
- ・受領した光ディスク等は、返却いたしませんので、予めご了承ください。
- ・提出先市町村コードは、「273228」を記録してください

その他について

1 個人情報の保護

義務者が調製した光ディスク等の搬送、保管、使用に際しては、漏えい、盗難、滅失、き損その他の事故を防止するように努め、これに必要な措置を講じなければならないものとします。

2 目的外使用の禁止

調製した光ディスク等の一部または全部は、この目的以外での使用を禁止します。

3 他市町村に提出すべき給与支払報告書等が混在していた場合について

光ディスク等に他の市町村に提出すべき給与支払報告書等が混在していた場合は、本町で給与支払報告書等の書面を作成し、該当する市町村へ送付します。

給与支払報告書・公的年金等支払報告書
の提出に関するお問い合わせ先

能勢町役場 総務部理財課税務担当

〒563-0392

大阪府豊能郡能勢町宿野28番地

電話番号 072-734-0153